平成２２年（フ）第３４６号
秋田県潟上市天王字二田166番地12
破産者　丹　　英樹
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９６号
秋田市御所野元町３丁目12番１号
破産者　田口　　翔
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５６号
秋田市土崎港北１丁目11番20号
破産者　相澤　利幸
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
秋田県仙北市角館町川原館下７番地１
破産者　戸澤和喜子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４６号
福島県須賀川市大桑原字三分市後12番地14
破産者　須藤　正樹
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１６４６号
横浜市戸塚区平戸１丁目13番24―603号
破産者　豊田　雅幸
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２０号
金沢市額谷町ハ３番地
破産者　石黒　圭介
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
長野県飯山市大字野坂田735番地５
破産者　常田　秀之
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
長野県飯山市大字照里1576番地
破産者　鈴木　博康
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
長野県安曇野市堀金烏川3738番地15
破産者　小後貫　憲
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２５４号
岐阜県養老郡養老町飯積115番地２
破産者　大橋　崇善
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１７１６号
京都市伏見区羽束師菱川町559番地の56
破産者　藤松　孝司
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
奈良県五條市五條３丁目４番12号
破産者　斎藤　初子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第２号
愛媛県松山市畑寺４丁目11番15号
破産者　青木　正満
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
愛媛県松山市東方町甲759番地８
破産者　辰本　徳雄
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

免責許可決定

平成２２年（フ）第６０８号
茨城県水戸市城東１丁目15番82―204号　市営城東住宅
破産者　飛田　　勉
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６３２号
茨城県水戸市大塚町810―１　レジデンス藤秀203号、住民票上の住所茨城県水戸市大工町２丁目６番23号
破産者　小林　貴子
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６５１号
茨城県水戸市吉沢町750番地の１　ファミールガーデン吉沢Ａ棟202号
破産者　伊藤　友行
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６３号
茨城県ひたちなか市市毛1109　小舩ハイツＡ102、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字高場741番地　ニシノハイツＢ棟202号
破産者　掛札　　潔
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６４号
茨城県ひたちなか市大字高場741番地　ニシノハイツＢ棟202号
破産者　掛札　早苗
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７０号
茨城県ひたちなか市東石川２丁目19番地５
破産者　渡辺　幸子
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７８号
茨城県東茨城郡茨城町大字駒場1081番地
破産者　江幡　知子
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所